

「横浜マラソン2019」ウェルカムサービス実施要領

1 目的

「横浜マラソン2019」ウェルカムサービス（以下、「ウェルカムサービス」という）は、商業施設等でサービスを提供いただくことで、「横浜マラソン2019」を盛り上げ、ランナーをはじめ、横浜を訪れる皆様に「おもてなし」することを目的とする。

2 対象事業者

ウェルカムサービスに参加するものは、次のとおりとする。

- (1) 「ラッキー給食」協力事業者
- (2) 公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー賛助会員
- (3) 市内の商業施設(複合店)または市内に店舗を有する商店街、協同組合等の団体で、来店者に向けたサービスを提供できる店舗が原則5店舗以上あるもの
- (4) 横浜マラソン組織委員会（以下、「組織委員会」という）で特に必要と認められる事業者

3 期間

- (1) ウェルカムサービスの実施期間は、概ね次のとおりとする。

2019年10月1日から2019年11月10日まで

- (2) 詳細な実施期間は、(1)を基本に参加するものがそれぞれで設定できるものとする。

4 内容

ウェルカムサービスの内容は、割引や記念品の配布など、次の基準に適するもので、参加するものがそれぞれに設定するものとする。

- (1) 横浜マラソンのPRや横浜を訪れた皆様の「おもてなし」につながると認められるもの
- (2) 実施の時期、場所、内容が確定しているもの

5 内容の制限

次に掲げる事項に該当する場合は、設定をできないものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれのある場合
- (2) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれのある場合
- (3) 不当な利益をあげるために利用されるおそれのある場合
- (4) 横浜マラソンのイメージや品位をおとしめるおそれのある場合
- (5) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- (6) 暴力団を利するおそれがあるもの等又は、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が主催するもの等であると認められる場合
- (7) その他、不適切な利用が行われるおそれがある場合

6 申し込み

ウェルカムサービスの参加を希望するものは、組織委員会に、次に掲げる資料を2019年8月5日までに提出し申し込むものとする。

- (1) 「横浜マラソン2019」ウェルカムサービス申込書(様式1)
- (2) 「横浜マラソン2019」ウェルカムサービス概要等説明書(様式2)
- (3) 実施内容詳細説明書(A4判縦で横浜マラソンのホームページに掲出できるもの。様式自由 但し、表現等で調整をいただく場合があります。)

7 確認

- (1) 組織委員会は、4及び5に基づいた確認を行い、ウェルカムサービスとして適切と認めたときは、申込者に「横浜マラソン2019」ウェルカムサービス確認通知書(様式3)を送付する。
- (2) 前号の通知にあたり、組織委員会は、ウェルカムサービスの実施状況を把握するため必要な条件を付することができるものとする。

8 内容の変更

ウェルカムサービスの内容に大幅な変更が生じた場合は、その都度組織委員会に文書で変更内容を申し出るものとする。

9 マークの使用

ウェルカムサービスに参加するものは、ウェルカムサービスの周知・PRとして、「横浜マラソン2019」ウェルカムサービスの呼称及び専用のマークを使用することができる。

10 確認の取消

次の項目に該当した場合、組織委員会は、ウェルカムサービスの確認を取り消すことができる。取り消しは、「横浜マラソン2019」ウェルカムサービス確認取消通知書(様式4)をもって通知する。

- (1) 4に反していることが明らかになった場合
- (2) 5の制限に該当するに至った場合
- (3) ウェルカムサービスとしてふさわしくない行為等があった場合

11 ウェルカムサービスの提供

ウェルカムサービスのサービスの提供は、来店者が「横浜マラソン2019」大会公式ページの画面の提示又は、「横浜マラソン2019 大会応援ガイド(仮称)」を提示したときに、設定されたサービスを提供するものとする。

12 ウェルカムサービスの広報等

組織委員会は、ウェルカムサービスとして確認したときは、組織委員会のWebサイトに掲載する。なお、ウェルカムサービスに参加するものは、可能な範囲で、横浜マラソンのポスターの掲出、チラシの配布等で横浜マラソンをPRするものとする。

13 その他

この要領に定めるもののほか、ウェルカムサービスに関し必要な事項は、組織委員会事務局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。